

こどもふくし協議会 規約

(基本理念)

私たちは、身近な困りごとを抱えた子どもたちや家族が安心して暮らせる地域づくりを目指します。そのために、必要な制度やサービスが「なければつくる！」ことも考えていきます。また、よりよい支援を子どもたちに届けるには、直接支援にあたる私たちが質の高いスキルを身につけ、常に向上心をもつこと、そして、この仕事への興味関心を高め、誇りを持った「人材が定着していくこと」が必要だと考え、人材育成にも尽力していきます。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「こどもふくし協議会」(以下「本会」いう。)と称する。

(事務局)

第2条 第2条 本会の事務局は、佐世保市内に置く。

(目的)

第3条 本会は、佐世保市内の障がい児童の支援に関する事業所間の連携しやすい関係を構築し、職員の支援の質の向上、ひいては事業所としての質の向上につながるよう、交流・研修事業を行い、佐世保市の障がい児支援の発展に寄与することを目的とする。また、活動をとおして、障がい児童及びその家族が安心して地域で生活ができるよう、佐世保市全体の福祉の向上につながるための政策の提言なども行い、将来を見据えた活動になるよう取り組んでいく。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の地域支援活動を実施する。

- (1) 障がい児福祉に関する勉強会の開催
- (2) 障がい児福祉に関する調査研究、イベントの企画運営
- (3) 障がい児福祉に資するための官公署等からの受託事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、以下のとおりとする。

- ①事業所会員 障がい児福祉サービス事業を実施する事業所
 - ②個人会員 障がい児福祉に携わる従業者等
- 2 前項に掲げる会員を、総会構成員とする。

(入会)

第6条 本会への入会を希望する者は、入会時に所定の事項を記載した入会申込書を提出する。2年目以降も入会を継続するときは同様とする。

(会費)

第7条 会員は、本会の運営経費充当のため、種別に応じて以下の会費を納入するものとする。年の途中で入会したときも、会費の額は減じないものとする。

①事業所会員は1事業所あたり12,000円(入会初年度は10,000円)とする。ただし、1法人で3事業所以上が加入するときは、1事業所あたり10,000円(入会初年度は8,000円)とする。

②個人会員は、1人3,000円とする。

2 会費は、毎年度入会申込書の提出後に本会指定の銀行口座に振り込むことにより納入する。

3 既納の会費は、いかなる事由においても返還しない。

第3章 役員及び業務組織

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名

(3) 監事 1名

(役員の仕事)

第9条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐するとともに、代表が不在のときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の資産及び会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員は、総会構成員の中から選任し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員は、任期の満了又は辞任した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

3 役員の仕事方法は、総会構成員の推薦とし、総会の承認を受けるものとする。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事については、別に定める。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、重要な事項について代表の諮問に応ずる。

(事務局及び事務局長)

第13条 本会の事務等処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、会の事務全般を統括する。

3 事務局長は役員会で選任する。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 運営会議

(総会の開催及び方法)

第15条 総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 総会の開催方法は書面配布方式、電子メール利用方式、WEB利用方式のいずれかとし、招集に代えて代表が総会構成員に対し通知および関係資料の送付を行う。

(総会の議決事項)

第16条 この規則で特別に定めるものの他、次の事項については総会にて議決を行わなければならない。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 役員会において、総会に付議する旨決定されたこと。
- (5) 重要な財産の取得・処分及び多額の債務の負担に関すること。

(議決権及び議決権行使)

第17条 総会構成員は、1個の議決権を有する。

- 2 総会構成員は総会通知に記載された議決権行使期間に、代表が指定する方法で議決権を行使する。
- 3 代表は、総会構成員の熟慮期間を考慮して議決権行使期間を設定しなければならない。

(議決)

第18条 総会の議決は、前条に定める議決権行使期間の最終日午後5時をもって締め切り、各議案につき否認の議決が総会構成員の過半数に満たない場合、当該議案は原案通り承認可決されたものとする。

- 2 代表は、前項の議決結果を記録保管するとともに、遅滞なく総会構成員に通知しなければならない。

(役員会の構成)

第19条 役員会は、代表、副代表をもって構成する。

- 2 前項のほか、必要に応じて外部有識者等をオブザーバーとして招へいすることができる。

(役員会の招集)

第20条 役員会は、代表が招集する。

(役員会の協議事項)

第21条 役員会は次の事項を協議する。

- (1) 事業に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (4) 規約および内規の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、会務の執行に関すること。

(議事録)

第22条 役員会の協議経過及び結果について、議事録を作成および保管する。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支出)

第24条 本会の経費は、年会費、受託収入、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(決算及び剰余金)

第25条 代表は、毎事業年度終了後に本会の収入および支出の決算報告書を作成し、監事による監査を受けた後、総会に提出しなければならない。

2 決算の結果剰余金を生じたときは、次年度繰越金とする。

第6条 規約の変更及び雑則

(規約の変更)

第26条 この規約を変更するには、役員会の賛成を経なければならない。

2 この規約に規定されていない事項については、役員会の協議を経て、代表が別に定める。

(内規)

第27条 この規約の他、本会運営上必要な事項は役員会の協議を経て別に定めることができる。

附 則

本会の設立は、平成30年10月27日とする。

附 則

本規約は、平成31年4月1日から施行する

本規約は、令和2年4月1日から施行する

本規約は、令和4年4月1日から施行する

本規約は、令和5年4月1日から施行する

本規約は、令和6年5月24日から施行する